令和８年第３回矢掛町議会第２回臨時会（第１号）

１．会議招集日時　令和８年５月２５日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（閉会）　午後　０時１６分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	近　藤　裕　紀	出	２	山　部　美由紀	出
３	昼　田　政　義	出	４	福　田　京　子	出
５	岸　野　榮　治	出	６	原　田　秀　史	出
７	小　塚　郁　夫	出	８	花　川　大　志	出
９	川　上　淳　司	出	１０	田　中　輝　夫	出
１１	土　田　正　雄	出	１２	浅　野　　毅	出

～～～

日程第 ３　決定第 １ 号　議席の決定について
日程第 ４　会議録署名議員の指名
日程第 ５　会期の決定
日程第 ６　選挙第 ２ 号　副議長選挙について
日程第 ７　決定第 ２ 号　常任委員会委員の指名について
日程第 ８　決定第 ３ 号　議会運営委員会委員の指名について
日程第 ９　選挙第 ３ 号　岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について
選挙第 ４ 号　岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について
選挙第 ５ 号　岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について
選挙第 ６ 号　井原地区消防組合議会議員の選挙について
日程第１０　議案第３０号　専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）
議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定）
議案第３３号　専決処分の承認を求めることについて（アウトドアヴィレッジやかげ設置条例の一部を改正する条例制定）
日程第１１　議案第３４号　監査委員の選任に同意を求めることについて
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議会事務局長（妹尾一正君）　皆さん，おはようございます。

本臨時会は，一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間，地方自治法第 107 条の規定によりまして，出席議員中最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

そこで，出席議員中最年長でございます浅野議員を御紹介申し上げます。浅野議員，議長席にお着きいただきますよう，よろしくお願いいたします。

○臨時議長（浅野　毅君）　皆さん，おはようございます。

ただいま御紹介いただきました浅野でございます。地方自治法第 107 条の規定によりまして，臨時に議長の職務を行います。どうぞ，よろしくお願いいたします。それでは，座らせていただき，議事を進行させていただきます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから令和８年第３回矢掛町議会第２回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際，町長からの御挨拶があります。町長。

○町長（山岡　敦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和８年第３回矢掛町議会第２回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様には公私とも何かと御多用な中，御出席を賜りまして，まことにありがとうございます。

議員の皆様とは，先日の全員協議会におきましてお会いしたところでございますが，本日は，町長及び町議会議員の任期満了に伴います改選後の初議会でございます。

改めまして，議員の皆様には御当選まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

また，私ごとで恐縮ではございますが，私にとりましても，町民の皆様はもとより，多くの団体からの温かい御支援により再選させていただき，町長という重責を担わせていただくこととなりました。

矢掛町の未来を担うかじ取り役を引き続き務めさせていただきます事を大変光栄に存じますとともに，その責任の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。矢掛を愛する皆様の御意見，御提言を町政に生かしていくためにも，対話と交流を大切にして，一期４年間で推進した事業を継続・発展させながら進化を続けて成長するまちの実現に向け，職員共々英知を結集し，全力を傾けてまいる所存でございます。

なお，この議会におきまして，私自身，町長就任にあたりまして，町政に対します政策方針等につきまして，お話させていただくべきかとも考えましたが，このたびの臨時議会につきましては，議会構成を主としておりますし，また来月の定例議会では，３ 月の議会で議決いただきました今年度予算の肉付けや取組方針等につきましての御説明も必要となってまいろうかと思います。したがいまして，今議会におきましては，就任の御挨拶のみにとどめさせていただきたいと存じますので，御理解の程，よろしくお願い申し上げます。

なお，本日は議会構成と併せまして，執行部からの提案といたしまして，専決処分の承認を求めることについて４件の御審議をいただくことにいたしておりますので，どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願い申し上げまして，開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（浅野　毅君）　町長の挨拶が終わりました。

ここで御報告いたします。病院管理者におかれましては，診療業務のため，本日の会議を欠席させて

いただきたい旨の申出がありましたので，御報告いたします。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　仮議席の指定について

○臨時議長（浅野　毅君）　日程第１，仮議席の指定を行います。

仮議席は，ただいま御着席の議席のとおりといたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　選挙第　１　号　議長選挙について

○臨時議長（浅野　毅君）　日程第２，選挙第１号，議長選挙を行います。

議長選挙の方法について，お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則でありますが，全会一致の場合は指名推選によることもできることとなっております。これにつきまして，御意見はありませんか。

〔仮議席１１番土田正雄君「投票でお願いします」と呼ぶ〕

○臨時議長（浅野　毅君）　仮議席番号１１番の土田君がいまお話になりまして，投票によるということでございますが，ただいまの土田議員の投票によるべきという旨いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。よって，議長選挙は投票により行うことに決定いたしました。

さらに，お諮りいたします。投票に入る前に，ここで休憩をいたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野　毅君））　異議ありませんので，ただいまから休憩いたします。

休憩はいつまでにするか，お諮りいたします。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野　毅君）　暫時休憩という声がありましたが，これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。それでは，暫時休憩ということでお願いいたします。

さらに，もう一点お諮りいたします。本日の会議は，初会議の人事案件のほか執行部からも議案が提出されておりますが，議会人事案件が終了するまでの間，町執行部の方々の会議出席の要否につきましては，適宜町長に一任したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（浅野　毅君）　異議なしと認めます。議会人事案件が終了するまでの間，町執行部の方々の会議出席の要否につきましては，適宜町長に一任いたします。

それでは，ただいまから暫時休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○臨時議長（浅野　毅君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局，議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（浅野　毅君）　ただいまの出席議員は12名であります。

次に，立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして，仮議席番号１番近藤裕紀君と仮議席番号２番山部美由紀君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（浅野　毅君）　念のため申し上げますが，投票は単記無記名でお願いいたします。

配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野　毅君）　配付漏れなしと認めます。

次に，投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（浅野　毅君）　異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは，仮議席番号１番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（浅野　毅君）　投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○臨時議長（浅野　毅君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。仮議席番号１番近藤裕紀君と仮議席番号２番山部美由紀君は開票の立会いをお願いいたします。開票。

〔開票〕

○臨時議長（浅野　毅君）　開票の結果を御報告いたします。

投票総数　１２票

有効投票　１０票

無効投票　　２票

有効投票中

田中輝夫君　１０票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって，田中輝夫君が議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。事務局，議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（浅野　毅君）　ただいま議長に当選されました田中輝夫君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定によりまして，当選告知をいたします。

田中輝夫君，議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　お許しをいただきましたので，一言御挨拶を申し上げます。

ただいまの町議会議長の選任に当たりまして選任を賜りまして，心から感謝申し上げます。

いま選任をいただきましたがその責務を考えますと，非常に重大なことだというふうなことをひしひしと感じております。

私は浅学非才ではありますが，皆様方の御支援，御協力をいただきながら議会運営，それと活性化する議会運営に努めてまいりたいと考えております。

本来，地方政治というものは議長と首長・執行部が切磋琢磨して，より良い社会福祉を初めとしたより良い町民生活の向上に向けたものに取り組んでいくものだというふうに思っております。

本来，地方政治の本旨は，町長・議員は町民から選挙で選ばれた二元代表制であります。首長が，予算とか条例とかを提案し，議員はそれを審査承認するものであります。

よく車で言われるのは議会と執行部は車の両輪であるというふうに言われますが，私はアクセルとブレーキだというふうに考えております。議会が一方的に，時には執行部が控えて，執行部が進む時には議会がブレーキを掛けるというふうなものと思っておりますし，今の矢掛町議会，矢掛町は，良いように進んでいるというふうに思っております。やはり議会の内部の中にもアクセルとブレーキが存在しておりますし，議場においても，そのように進んでいるというふうに考えております。

したがって，矢掛町議会におきましては，今後も議長・議会と町長・執行部としっかり議論を重ねて，より良い町民の生活向上に向けて取り組んでいくものが大切だというふうに考えております。

矢掛町も人口が減少してきております。財政も厳しくなってくると思いますが，やはり人口が減少するのが悪いのではなくて，やはりそこは成熟した社会への過渡期というふうに考えております。

人口減少はどこでも発生しているわけですから，これからはいろんな技術を重ねて，成熟した大人の社会へ向かっていくものではないかなというふうに考えております。そういうふうな中で，今日議長に選任され，選んでいただきまして大変有難いというふうに思っておりますが，今後とも，議員の皆さん方には御支援，御指導，御鞭撻を賜りますように心からお願い申し上げまして，今後ともよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○臨時議長（浅野　毅君）　議長には議長席にお着きください。

これをもちまして，臨時議長の職務を終了いたします。御協力に感謝をし，議長と交代いたします。ありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　議長を交代いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。慣れない議長ではありますが，一生懸命やっていきますのでよろしくお願いいたします。

それではこの際，議事日程の追加を行います。

ただいまから職員が議事日程を配付いたしますので，暫時休憩いたします。休憩。

〔追加議事日程配付〕

○議長（田中輝夫君）　それでは，休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の追加議事日程はお手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　決定第 １ 号　議席の決定について

○議長（田中輝夫君）　日程第３，決定第１号，議席の決定についてを議題といたします。

議席の決定は，会議規則第４条第１項の規定によって，議長が定めることになっておりますので，念のため職員に議席番号及び議員の氏名を朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，議席の順番を御報告申し上げます。

議長決定により変更がありまして，１番近藤裕紀議員，２番山部美由紀議員，３番昼田政義議員，４

番福田京子議員，５番岸野榮治議員，６番原田秀史議員，７番小塚郁夫議員，８番花川大志議員，９番川上淳司議員，１０番が議長の田中輝夫議員となっておりまして，１１番が土田正雄議員，１２番が浅野　毅議員でございます。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　議席につきましては，ただいま朗読したとおり決定いたしましたので，席の御移動をお願いいたします。

〔席移動〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　会議録署名議員の指名

○議長（田中輝夫君）　日程第 4，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第 125 条の規定により，議席番号１番近藤裕紀君，議席番号２番山部美由紀君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　会期の決定

○議長（田中輝夫君）　日程第 5，会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は，本日１日といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本臨時会の会期は，本日１日と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　選挙第 ２ 号　副議長選挙について

○議長（田中輝夫君）　日程第 6，選挙第 2 号，副議長選挙を行います。

副議長の選挙方法について，お諮りいたします。選挙の方法は投票が原則でありますが，全会一致の場合は指名推薦によることもできることになっております。これにつきまして，御意見はありませんか。

〔「投票によるべき」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　ただいま投票によるべきとの御意見がありましたが，いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，副議長選挙は投票によって行うことに決定いたしました。

さらに，お諮りいたします。投票に入る前に，ここで休憩に入りたいと思いますが，これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。それでは，投票前に休憩することに決しました。

さらに，お諮りいたします。休憩はいつまでにいたしましょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　暫時休憩という御意見がありましたが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。それでは，暫時休憩ということに決し，ただいまから休憩に入ります。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の閉鎖をいたします。事務局，議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（田中輝夫君）　ただいまの出席議員は12名であります。

次に，立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして，議席番号３番昼田政義君と議席番号４番福田京子君を指名いたします。

職員に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（田中輝夫君）　念のために申し上げますが，投票は単記無記名でお願いいたします。

配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（田中輝夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（田中輝夫君）　異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは，議席番号１番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（田中輝夫君）　投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（田中輝夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。議席番号３番昼田政義君と議席番号４番福田京子君は，開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（田中輝夫君）　開票の結果を御報告いたします。

投票総数　１２票

有効投票　１２票

無効投票　０票

有効投票中

原田秀史君　７票

岸野榮治君　５票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって，原田秀史君が副議長に当選と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。事務局，議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（田中輝夫君）　ただいま副議長に当選されました原田秀史君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第2項の規定によりまして，当選を告知いたします。

原田秀史君，副議長当選の承諾並びに挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。６番原田君。

○副議長（原田秀史君）　ただいま行われました副議長選におきまして選任をいただきまして，大変ありがとうございました。

2 年間という任期ではございますが，議長の補佐役といたしまして，覚悟，そして責任感を持って職責を果たしてまいる所存でございます。

議員の皆様方，また，町長はじめ執行部の皆様方には，議会運営等々に御理解と御協力をいただくことをお願いをいたしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　ここで暫時休憩いたしたいと思いますが，これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　決定第 ２ 号　常任委員会委員の指名について

○議長（田中輝夫君）　日程第7，決定第2号，常任委員会委員の指名についてを議題といたします。

各常任委員会委員の選任につきましては，議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして，議長が会議に諮って指名することになっております。既に選考しておりますので，ただいまから議会事務局長に各常任委員会の選任案を朗読，発表させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，議長指名によります各常任委員会委員の選任案を朗読させていただきます。

まずは，総務文教常任委員でございますが，定数は6名で，浅野　毅議員，川上淳司議員，田中輝夫議員，福田京子議員，昼田政義議員，近藤裕紀議員の6名でございます。

続きまして，産業福祉常任委員は，こちらも定数は6名で土田正雄議員，花川大志議員，小塚郁夫議員，原田秀史議員，岸野榮治議員，山部美由紀議員の6名でございます。

続きまして，予算決算常任委員は，定数は12名で，浅野　毅議員，土田正雄議員，田中輝夫議員，川上淳司議員，花川大志議員，小塚郁夫議員，原田秀史議員，岸野榮治議員，福田京子議員，昼田政義議員，山部美由紀議員，近藤裕紀議員の全議員12名でございます。

最後に，広報広聴常任委員は，定数6名で，川上淳司議員，花川大志議員，小塚郁夫議員，岸野榮治議員，昼田政義議員，山部美由紀議員の6名でございます。

各常任委員会の委員の指名については，以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　各常任委員会委員の指名につきましては，ただいま，議会事務局長に朗読させましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，決定第2号，常任委員会委員の指名について

は，ただいま議会事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

つきましては，この際，各常任委員会を開催し，委員長・副委員長の互選を行いたいと思います。本日の各常任委員会は，議会委員会条例第９条第１項の規定により議長が招集することになっておりますので，ただいまから各常任委員会を議会全員協議会室に順次招集いたします。

また，議会委員会条例第９条第２項の規定により，各常任委員会の年長の委員が，委員長の互選に関する職務を行うことになっておりますので，よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。各常任委員会開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長・副委員長が決定しましたので，この際，議会事務局長から報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，各常任委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

まず，総務文教常任委員会，委員長は昼田政義議員，副委員長は近藤裕紀議員でございます。

次に，産業福祉常任委員会，委員長は小塚郁夫議員，副委員長は山部美由紀議員でございます。

次に，予算決算常任委員会，委員長は岸野榮治議員，副委員長は昼田政義議員でございます。

最後に，広報広聴常任委員会，委員長は花川大志議員，副委員長は山部美由紀議員でございます。

各常任委員会の正副委員長の互選結果は，以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　各常任委員会委員の正副委員長につきましては，ただいま報告のありましたとおり互選されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　決定第　３　号　議会運営委員会委員の指名について

○議長（田中輝夫君）　日程第８，決定第３号，議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては，議会委員会条例第７条第４項の規定によりまして，議長が会議に諮って指名することになっております。既に選考しておりますので，ただいまから議会事務局長に議会運営委員会の選任案を朗読，発表させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，議長指名によります議会運営委員会委員の選任案を朗読させていただきます。

議会運営委員会委員でございますが，定数は５名で，浅野　毅議員，土田正雄議員，小塚郁夫議員，岸野榮治議員，昼田政義議員の５名でございます。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　議会運営委員会委員の指名につきましては，ただいま，議会事務局長に朗読させましたとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，決定第３号，議会運営委員会委員の指名については，ただいま議会事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

つきましては，この際，議会運営委員会を開催し，委員長・副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の議会運営委員会は，議会委員会条例第９条第１項の規定により議長が招集することになっておりますので，ただいまから議会運営委員会を委員会室に招集いたします。

また，議会委員会条例第９条第２項の規定により，年長の委員が委員長互選に関する職務を行うことになっておりますので，よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の開催のため暫時休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，ただいまから暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長・副委員長が決定しましたので，この際，議会事務局長から報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長は浅野　毅議員，副委員長は土田正雄議員でございます。

互選結果は，以上のとおりでございます。

○議長（田中輝夫君）　議会運営委員会の正副委員長につきましては，ただいま報告のありましたとおり互選されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　選挙第　３　号　岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について
　　選挙第　４　号　岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について
　　選挙第　５　号　岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について
　　選挙第　６　号　井原地区消防組合議会議員の選挙について

○議長（田中輝夫君）　日程第９，選挙第３号から選挙第６号までの各組合議会議員の選挙についての４案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する選挙の方法は，地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本４案件は指名推選によることと決定いたしました。

さらに，お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議長が指名することに決しました。

ただいまから各組合議会に指名された議員の氏名を議会事務局長に順次報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（妹尾一正君）　失礼いたします。それでは，命によりまして，各組合議会議員の氏名を御報告させていただきます。

まず，選挙第３号，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員でございますが，川上淳司議員，原田秀史議員，福田京子議員，昼田政義議員，山部美由紀議員，近藤裕紀議員の６名でございます。

続きまして，選挙第４号，岡山県西部衛生施設組合議会議員でございますが，浅野　毅議員，田中輝夫議員の２名でございます。

続きまして，選挙第５号の岡山県井原地区清掃施設組合議会議員でございますが，花川大志議員，昼田政義議員，近藤裕紀議員の３名でございます。

最後に，選挙第６号の井原地区消防組合議会議員でございますが，土田正雄議員，小塚郁夫議員，岸野榮治議員の３名でございます。

各組合議会議員の指名は，以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　ただいま報告のありましたとおりそれぞれ指名し，当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，選挙第３号，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の選挙について，選挙第４号，岡山県西部衛生施設組合議会議員の選挙について，選挙第５号，岡山県井原地区清掃施設組合議会議員の選挙について，選挙第６号，井原地区消防組合議会議員の選挙については，ただいま指名いたしました方々と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１０　議案第３０号　専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定）

議案第３１号　専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定）

議案第３３号　専決処分の承認を求めることについて（アウトドアヴィレッジやかげ設置条例の一部を改正する条例制定）

○議長（田中輝夫君）　日程第10，議案第30号から議案第33号の専決処分の承認を求めることについての案件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第30号から議案第33号の専決処分の承認を求めることについて４議案の提案で，提案理由を御説明申し上げます。

いずれの議案も地方自治法第179条第１項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので，同条第３項の規定に基づきましてこの議会に報告し，承認を求めるものでございます。

なお，議案第30号から第32号につきましては，先の３月議会最終日に開かれました全員協議会におきまして，今年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

また，５月20日の議会全員協議会におきましても専決処分を行った旨の報告とその内容につきまし

て説明をさせていただいたところでございます。

まず，議案第 30 号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分内容につきましては，地方税法等の改正に基づきまして軽自動車税環境性能割の廃止，軽自動車税種別割の名称変更などの改正を行うものでございます。

次に，議案第 31 号，町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分内容につきましては，地方税法等の改正に基づきまして，子ども子育て支援納付金課税額の新設及び課税限度額と軽減判定所得を引き上げるものでございます。

次に，議案第 32 号，地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の専決処分内容につきましては，地方再生法の改正に伴い，条例を改正するものでございます。

最後，議案第 33 号，アアウトドアヴィレッジやかげ設置条例の一部を改正する条例制定の専決処分内容につきましては，施設使用料を納付していただくものにキャンプ用品備品を追加するにあたり，臨時議会を開催するいとまがなかったことから 4 月 1 日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては，議案第 30 号から議案第 32 号につきましては税務課長が，議案第 33 号につきましては，産業観光課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　町長の説明が終わりましたが，ここでお諮りいたします。

昼食の時間が近づいてまいりましたが，このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，このまま会議を続行したいと思います。

次に，議案の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（守屋裕文君）　それでは議案第 30 号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）について，御説明申し上げます。

今回の改正は，地方税法の一部改正に伴うものでございます。改正内容につきましては，資料により説明をさせていただきますので，資料番号 1 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして，資料の 1 ページを御覧ください。

最初に，軽自動車税環境性能割の廃止・軽自動車税種別割の名称変更についてでございますが，アメリカ関税措置の影響を緩和し，国内自動車市場の活性化を図るとともに，自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため，環境性能割を廃止するものでございます。また，これに伴い，軽自動車税種別割の名称を旧来の軽自動車税に戻す規定の整備を行うものでございます。

次に，肉用牛の売却による農業所得の課税の特例についてでございますが，令和 9 年度までの適用期限を 3 年延長し，令和 12 年度までとするものでございます。

次に，改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設についてでございますが，バリアフリー改修が行われた特別特定建築物として不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者，障害者等が利用する建築物で移動等円滑化が特に必要な施設で，劇場，音楽堂，特別支援学校，保健所，老人ホーム，福祉ホームなどが想定されますが，それらについて対象を拡大し，固定資産税の減免措置にわがまち特例を新設するものでございます。

最後に，優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長についてでございますが，令和８年度までの適用期限を３年延長し，令和 11 年度までとするものでございます。

なお，施行期日につきましては，令和８年４月１日からの施行となります。

続きまして，議案第 31 号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）についてでございますが，改正内容につきましては，引き続き資料番号１で説明をさせていただきますので，一枚おめくりいただきまして２ページを御覧ください。

矢掛町国民健康保険税の改正項目につきましては，３項目ございます。

まず１つ目といたしまして，子ども・子育て支援金課税額の設定で，今回新設するものでございます。これは，少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が，子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして，医療保険の保険税と併せて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和８年度に創設されたことにより，保険税率を設定するものでございます。

表を御覧ください。税率といたしましては，所得割を 0.3 パーセント，均等割を 1,100 円，18 歳以上の均等割は 50 円，平等割を 700 円と設定させていただくものでございます。

次に，２ 番目の課税限度額の引上げについてでございます。改正内容は，経済動向等を踏まえて，課税限度額の引上げを実施するものでございます。

表を御覧いただきまして，表の左側令和７年度，右の欄が令和８年度の内容でございます。課税限度額につきましては，国民健康保険医療分を １ 万円引き上げ 67 万円とし，新設された子ども子育て支援金分の上限を３万円とするものでございます。なお，後期高齢者支援金分と介護納付金分は据置きでございます。

資料を一枚おめくりいただきまして，３ページを御覧いただきたいと思います。最後に，３つ目の軽減判定所得の引き上げについてでございます。

改正内容は，低所得者の保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について，経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

表を御覧いただきまして，左の欄が令和７年度，右の欄が令和８年度の内容でございます。軽減判定所得につきましては，５ 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者等の数に乗ずべき金額を 5,000 円引き上げ 31 万円に，２割軽減のその部分の金額を １ 万円引き上げ 57 万円とするものでございます。

なお，施行期日につきましては，令和８年４月１日からの施行となり，令和８年度の国民健康保険税から適用となります。

続きまして，議案第 32 号，専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定）について，御説明申し上げます。

資料を一枚おめくりいただきまして，４ ページを御覧いただきたいと思います。改正内容につきましては，地域再生法の改正に伴い，課税免除対象資産の取得期限を２年間延長するもので，本改正により，令和 10 年３月 31 日までに県知事から承認を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に基づく取得資産が課税免除の対象資産となるものでございます。ちなみに，矢掛町では今のところの対象となっている案件はございません。

なお，施行期日につきましては，令和８年４月１日からの施行となります。

説明は，以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君）　それでは，議案第33号，専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

記といたしまして，内容はアウトドアヴィレッジやかげ設置条例の一部を改正する条例制定でございます。

一枚おめくりいただきまして，専決第５号専決処分書でございますが，令和８年４月１日に専決処分をしております。一枚おめくりいただきまして，改正文でございますが，施設使用料を定める別表第１に，１泊あたりテント5,000円，寝袋３シーズン用2,000円，寝袋冬用3,000円，就寝用マット800円，ランタン1,000円，焚き火台3,000円を追加するものでございます。

附則として，この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第33号の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第30号から議案第33号について，御質疑はありませんか。８番花川君。

○８番（花川大志君）　今般の専決処分の解説，縷々お聞きしました。町民生活に密着したもので，これを迅速に執行部として専決していただくことに町民は非常に安堵すると思います。

その上でなお，その内容については速やかに確認をしたいと思いますので３点ほど質問させていただきます。なお，各議案ごとに質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず，議案第30号，軽自動車税の環境性能割の廃止措置により，今後我々町民が対象車両を購入する場合，メリットがあるとすればそれは何なのか。想定される数字等について解説を求めたいと思います。

○議長（田中輝夫君）　税務課長。

○税務課長（守屋裕文君）　それでは，議案第30号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）について，花川議員より御質問のありました内容について税務課よりお答えさせていただきたいと思います。

軽自動車税の環境性能割につきましては，自動車の新車・中古車とか関係ございませんで，取得価格が50万円を超える軽自動車を購入された場合，一度だけ御負担をいただく税でございました。これにつきましては，燃費の環境基準ごとに０パーセントから２パーセントまで税率が段階的に設定がございまして，取得価額にその税率を掛けて算出するものでございます。

この４月１日からこれが廃止が施行されておりますので，それ以降に軽自動車を購入された方につきましては，この環境性能割で負担をいただいていた部分の税が減額になってるというか，軽減されているというふうになっておりますので，説明を以上で終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中輝夫君）　ほかに質疑はございませんか。８番花川君。

○８番（花川大志君）　それでは，議案31号について同じく解説を求めたいと思います。

国保税条例の改正項目のうち軽減判定所得の引上げについて問います。７割軽減基準額の対象は極めて所得が少ない方であるので，必要最低限の生活費を担保しているという実情から据え置かれるのは，これは理解はできます。

一方，今回改正の 5 割・2 割軽減基準額の引上げについては，所得が上向きになったこと等に平行しての措置と推察できるわけですけれども，今次，実際どういう形で我々町民はその恩恵あるいは影響，こういったものを受けることになるのか。今一度御解説ください。

○議長（田中輝夫君）　税務課長。

○税務課長（守屋裕文君）　それでは，議案第 31 号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について），花川議員の御質問に税務課よりお答えさせていただきたいと思います。

国民健康保険の軽減判定というものは，国民健康保険に加入されている方とその世帯の世帯主の方の前年度の所得の合計額に対してある一定の基準を設けまして，それを下回る場合には国民健康保険の均等割と平等割の部分について 7 割軽減であるとか，5 割軽減，2 割軽減というのがそれぞれ施行されるものでございます。

このたび見直しますのが，5 割軽減と 2 割軽減の部分でございまして，どちらも国民健康保険に加入されている方と世帯所属者ということで，国民健康保険に入られていた方で 75 歳到達した方などで，ほかの医療保険後期高齢者等へ移動された方で引き続きその世帯に来られている方に対して，ある一定係数を掛けて軽減負担の所得を算定するものですが，5 割軽減につきましては，この所得額掛ける係数に 5,000 円を加えて計算しますし，2 割軽減につきましては 1 万円を加えて軽減税率を算定するというふうなことになっております。ですので，枠が広がりますのでより広い世帯での所得軽減に資するものとなっていると考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　ほかに質疑はございませんか。８番花川君。

○８番（花川大志君）　議案第 33 号について確認したいことがありますので，今次，質疑をさせていただきます。我々町民の当該施設の利用応分負担の平等性について確認をしておきたいと思います。

当該条例改正の専決処分日，つまり交付年月日は令和８年４月１日であると解されるわけでありますけれども，オープンの本年４月に至って新たな料金設定がなされたかについては，これはさておき，同施設がオープンした 4 月 28 日からの当該対象品目の利用者は，当然ながらこのオプション価格を支払っていなければなりませんが，これに間違いがないかどうかをお聞きしたいと思います。

つまり，オープン当初から当該販売品目としてそれぞれの上限価格設定は，問題なく実施されていたのか否かの確認をしたいと思いますので答弁を求めます。

○議長（田中輝夫君）　産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君）　それでは，議案第 33 号の御質問について産業観光課からお答えいたします。

花川議員お見込みのとおり，店頭等の備品の使用につきましては，オープン当初から使用料を納付していただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。専決処分の同意を求めることについての4議案は，それぞれ承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第30号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定），議案第31号，専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定），議案第32号，専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定），議案第33号，専決処分の承認を求めることについて（アウトドアヴィレッジやかげ設置条例の一部を改正する条例制定）は，それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

ただいま町長から急施を要する案件として，議会選出の監査委員の選任に同意を求めることについての議案が提出されましたので，議会運営委員会開催のため暫時休憩したいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議会運営委員会開催のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より，議案第34号，監査委員の選任に同意を求めることについての追加議案が提出されました。これを日程に追加し，直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１１　議案第３４号　監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（田中輝夫君）　日程第11，議案第34号，監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。本案は議員の自己に関する事件につき，地方自治法第117条の規定により川上淳司君の退場を求めます。

〔９番　川上淳司君　退場〕

○議長（田中輝夫君）　町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第34号，監査委員の選任に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

議員の任期満了によりまして，議会から選出する監査委員が欠員となっておりますが，このたび川上淳司議員を監査委員にお願いいたしたいので，地方自治法第196条第１項の規定によりまして，この議

会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　町長からの提案説明が終わりました。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第34号は，原案のとおり同意することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり同意することに決しました。

川上淳司君の入場をお願いいたします。

〔９番　川上淳司君　入場〕

○議長（田中輝夫君）　ただいま監査委員の選任に同意が得られました川上君が議場におられますので，この際，挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。

○９番（川上淳司君）　このたび，監査委員に皆さん同意をいただきました川上淳司でございます。

一生懸命業務遂行に努めまして，監査一切の確認をさせていただくようにさせていただきますので，皆さんよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって，会議規則第7条の規定により，これをもって臨時議会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，第3回矢掛町議会第2回臨時会は，閉会することに決しました。

閉会にあたりまして，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡　敦君）　閉会にあたりまして，一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は，4件の専決処分の承認を求めることについて並びに追加上程いたしました監査委員の選任に同意を求めることにつきまして，慎重な御審議と適切な御決定をいただき，まことにありがとうございました。

また，本日新しく議長，副議長が選出され，監査委員の選任同意をいただき，また，各常任委員会及び議会運営委員会，さらには，各組合議会の議員もお決まりでございます。

今後におきましては，議員の皆様の御支援と御理解をいただきながら，進化を続けて成長するまちの実現に向けて，職員一丸となって鋭意努力してまいりますのでよろしくお願いを申し上げまして，閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は，まことにありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　皆様，御苦労さまでございました。それでは，今後の議会の運営に御協力のほ

どよろしくお願いをいたしまして，本臨時会を閉会いたします。大変ありがとうございました。閉会。

午後　０時１６分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員